



2019年4月1日
株式会社 阿波銀行

働き方改革の実現に向けた人事制度改定について

阿波銀行（頭取 長岡奨）は、働き方改革への取組みの一環として、4月1日に人事制度を改定いたしましたので、お知らせします。

また従業員が安心して働ける職場環境を整備するため、従業員が病気やけがで働けなくなった時の収入保証制度である団体長期障がい所得補償保険（通称 GLTD : Group Long Term Disability）制度を地方銀行で初めて導入いたしました。

当行は今後も、従業員一人ひとりが生き活きと働くことができる職場をめざすとともに、地方創生に向けた取組みを通じて、健康で豊かな地域社会の発展に貢献してまいります。

記

1. 改定日 2019年4月1日（月）

2. 新人事制度の主な改定点

- (1) 60歳以降のシニア職にも人事評価を実施し、賞与も60歳までの従業員と同様の仕組みで支給を実施
- (2) フレックスタイム制度、11時間の勤務時間インターバル制度および時間単位有給制度の導入
- (3) GLTD（団体長期障がい所得補償保険）制度※ の導入

※GLTD 従業員がけがや病気等の私傷病を原因とした就業障がいにより、就業障がい発生前に従事していた業務にまったく従事できない、または一部従事することができず、所得損失率が20%超である場合に、あらかじめ定められた免責期間後、60歳まで保険金（直近の定例給与に対する補償割合）が支払われる保険。入院のみならず、自宅療養・リハビリ中においても保障され、精神疾患も特約により2年間保証される。また退職後も、継続して保障を受けることが可能。

以上